

大分市戸次本町地区空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年3月31日

大分市長 佐藤 樹一郎

## 大分市戸次本町地区空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、戸次本町まちづくり協定区域において、戸次本町地区の活性化及びにぎわいの創出を図るため、空き店舗等を活用して事業を行う事業者に対し交付する大分市戸次本町地区空き店舗等活用支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 戸次本町まちづくり協定区域 戸次本町まちづくり協定書に規定された協定区域をいう。
- (2) 戸次本町まちづくり協定書 戸次本町における建築物等に関する事項等を内容とする協定書をいう。
- (3) 空き店舗等 現に使用されていない店舗等（新築物件を除き、当該店舗等において現事業主と異なる事業主が事業を営むこととなる事実を市長が確認できるものを含む。）及び住宅等をいう。
- (4) 事業者 戸次本町まちづくり協定区域において事業を行う個人又は法人をい

う。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助要件、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業から除くものとする。

- (1) 一部少数の者のみの利益となると市長が認める事業
- (2) 本市の他の助成を受けて実施する事業
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める営業に係る事業
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に違反する事業
- (5) その他市長が不適當であると認める事業

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者が行う事業は、補助対象事業から除くものとする。

- (1) 本市の市税を滞納している者
- (2) 事業を行おうとする者が本市以外に居住する個人である場合は、その居住する市区町村の市区町村税を滞納している者
- (3) 事業を行おうとする者が法人である場合は、次に掲げる市区町村の市区町村税を滞納している者

ア 法人の本店の所在地である市区町村

イ 本市における事業を統括する支店等の所在地が本市以外の市区町村である  
場合にあっては当該支店等の所在地である市区町村

(4) 戸次本町まちづくり協定区域内において、第5条第1項の規定による申請の  
あった日の1年前の日から第11条の規定による補助金の額の確定の通知を受  
けた日までの間に空き店舗等（事業の拡大（戸次本町まちづくり協定区域内に  
おける複数の店舗の出店又は店舗面積の増加を伴う移転等をいう。以下同じ。）  
に伴う区域内移転を除く。）を生じさせた者

(5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律  
第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同  
条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(6) その他市長が不適當であると認める者

4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する経費は、補助対象  
経費から除くものとする。

(1) 事業者の構成員に係る人件費及び食糧費

(2) 補助対象事業の実施に伴う会議等の開催に要する経費

(3) その他市長が第1条に規定する目的に適合しないと認める経費

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額（補助対象事業について国又は県から補  
助金等を受けることができる場合にあっては、当該額から当該補助金等の額を減  
じて得た額）に補助率を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、  
これを切り捨てた額）又は補助限度額のいずれか低い額とする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付する。

(計画の事前認定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、当該年度の4月又は5月において、第7条第1項の規定による補助金の交付の決定を受ける前に補助対象事業に着手する必要があるときは、大分市戸次本町地区空き店舗等活用支援事業計画事前認定申請書(様式第1号)に次条各号に掲げる書類を添えて当該年度の前年度の2月1日から3月10日までの間に市長に提出し、その認定を受けなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略させることができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その計画を認定し、大分市戸次本町地区空き店舗等活用支援事業計画事前認定通知書(様式第2号)により、当該申請を行った者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。

3 市長は、前項の規定による計画の認定に当たっては、あらかじめ第17条に規定する選考委員会(第7条第2項及び第9条第4項において「選考委員会」という。)の意見を聴くものとする。

(補助金交付の申請等)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、大分市戸次本町地区空き店舗等活用支援事業補助金交付申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、前条第2項の規定による計画の認定を受けた者(以下「計画認定者」という。)その他市長が認める者については、当該書類の一部を省略させることができる。

(1) 事業計画書

- (2) 市区町村税完納証明書その他市区町村税の滞納が無いことを証する書類
- (3) 誓約書
- (4) 本人確認書類の写し
- (5) 賃貸借契約書等の写し
- (6) 改装承諾書（賃貸借契約書等で改装の承諾が確認できる場合を除く。）の写し
- (7) 改修工事等の見積書の写し
- (8) 改修工事等の内容が確認できる図面
- (9) 現況写真等
- (10) 戸次本町まちづくり協定合意書
- (11) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、大分市戸次本町地区空き店舗等活用支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定に当たっては、あらかじめ選考委員会の意見を聴くものとする。ただし、計画認定者については、この限りでない。

（補助事業者の責務）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の実施に当たっては、この要綱の趣旨を理解し、戸次本町地区の活性化に寄与するよう努めるとともに、

戸次本町街づくり推進協議会（以下「協議会」という。）の活動に積極的に参加するものとする。

（変更の申請等）

第9条 補助事業者は、補助事業の内容又は補助事業に要する予算を変更しようとするときは、大分市戸次本町地区空き店舗等活用支援事業補助金補助事業変更承認申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略させることができる。

- (1) 変更に係る部分についての事業計画書
- (2) 変更内容を確認することができる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、補助事業に要する予算の変更であって補助対象経費の20パーセント以内の増減の場合その他市長が軽微な変更と認める場合については、同項の規定による申請を要しない。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その変更を承認し、大分市戸次本町地区空き店舗等活用支援事業補助金補助事業変更承認通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。

4 市長は、前項の規定による変更の承認に当たっては、あらかじめ選考委員会の意見を聴くものとする。ただし、補助事業の内容の変更のうち業種の変更を伴わないもの及び補助事業に要する予算の変更については、この限りでない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は補助事業の完了の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、大分市戸次本町地区空き店舗等活用支援事業補助金補助事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 補助対象経費の支払を証する書類
- (3) 完成写真等
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、大分市戸次本町地区空き店舗等活用支援事業補助金額確定通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

（請求）

第12条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、大分市戸次本町地区空き店舗等活用支援事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返

還を求めるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 法令、規則又はこの要綱及び市長の指示に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(書類の整備)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しておかなければならない。

(検査)

第15条 市長は、補助金の適正な交付及び執行を確認するため、補助事業者に対して補助金に係る事業内容、事業実績等について検査することができる。

(状況報告)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 補助事業者は、報告等を求められた場合は、速やかに応じなければならない。

(大分市戸次本町地区空き店舗等活用支援事業選考委員会)

第17条 第5条第2項の規定による計画の認定、第7条第1項の規定による補助金の交付の決定及び第9条第3項の規定による補助事業の変更の承認に関し広く市民の意見を聴くため、大分市戸次本町地区空き店舗等活用支援事業選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(組織)

第18条 選考委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が参画依頼し、又は任命する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 地元自治会長
- (3) 市の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(参画依頼等の期間)

第19条 委員の参画依頼又は任命の期間は、2年を1期間とする。

2 委員に参画依頼し、又は任命するに当たっては、1期間ごとにこれを行うものとする。

3 複数の期間につき委員に参画依頼し、又は任命することは、これを妨げない。

(委員長)

第20条 選考委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、選考委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第21条 選考委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報償金等)

第22条 委員（第18条第2項第3号に規定する委員を除く。）に対する報償金等は、予算の範囲内で、市長が決定し、これを支払うことができる。

（委員会の庶務）

第23条 選考委員会の庶務は、都市計画部まちなみ整備課において処理する。

（委員長に対する委任）

第24条 第17条から前条までに定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

（補則）

第25条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（委員の参画依頼又は任命の期間の特例）

2 この要綱の施行の日以後最初に参画依頼し、又は任命する委員の当該参画依頼又は任命の期間は、第19条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助要件	補助率	補助限度額
<p>戸次本町まちづくり協定区域における空き店舗等を活用し、直接客が来店する店舗を出店することで、戸次本町地区の活性化及びにぎわいの創出に寄与すると認められる事業</p>	<p>戸次本町まちづくり協定書の締結者が所有する空き店舗等を賃借し、新規に事業を実施し、又は事業の拡大をする法人又は個人</p>	<p>店舗内外の改装に係る経費、備品購入費及び広告料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 戸次本町まちづくり協定書を締結すること。</li> <li>・ 戸次本町街づくり推進協議会の活動に積極的に参加し、又は協力すること。</li> <li>・ 屋外広告物は自家用広告物に限るものとし、歴史的景観との調和に配慮したものとすること。</li> <li>・ 道路等から眺めることが可能な店舗前の設置物についても歴史的景観との調和に配慮したものとすること。</li> <li>・ 店舗の外観、看板等について関係法令を順守すること。</li> <li>・ 店舗内外の改装に係る経費が補助対象経費の総額の2分の1以上であること。</li> <li>・ 空き店舗等の所有者と補助対象者が同一人物ではないこと。</li> <li>・ 空き店舗等の所有者と補助対象者が2親等以内の親族又は法人及びその役員ではないこと。</li> <li>・ 10時から14時までにおいて2時間以上営業を行い、かつ、週5日以上営業を行うこと。</li> </ul>	<p>2分の1</p>	<p>100万円</p>